

藤枝市農業委員会 令和7年4月総会議事録

- 1 総会日 令和7年4月17日
- 2 総会場所 市役所西館5階 大会議室
- 3 総会に付した事件 (別紙議案のとおり)

≪議事日程≫

(1) 開 会

(2) 議事録署名人の指名

(3) 報 告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条の規定による届出について

報告第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の許可等について

報告第6号 ふじえだゼロから農業エントリー認定者について

(4) 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明申請に対する交付について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

議案第5号 令和7年度最適化活動の設定について

4 出席農業委員

1 番 西形 彰	2 番 瀧下 貞一郎	3 番 池野 知司
4 番 前島 豊	5 番 松村 節生	6 番 臼井 郁夫
7 番 海老名 正和	8 番 松浦 久美子	9 番 山川 智己
10 番 岡村 政子	11 番 大畑 富久	12 番 森田 ふさ子
13 番 上山 優	14 番 石橋 正敏	15 番 田森 喜治
16 番 熊切 朝男	17 番 杉村 金光	

(推進委員12名出席)

5 欠席委員

推進委員 鈴木 主馬 推進委員 栗原 英治

6 出席職員

部 長	石井 規雄	局 長	永井 克俊	主 幹	渋谷 香里
主 幹	永田 祐加	主任主査	黒滝 一	主 事	山口 晏侍

7 説明のため出席した者

なし

13:00～

《総会の成立宣言》

定刻となりましたので総会の設立宣言を行います。

本日の欠席は農地利用最適化推進委員の鈴木主馬委員と栗原英治委員の2名です。

農業委員の過半数の出席を得ておりますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。

それでは会長よろしくお願いします。

13:00

議 長 それでは、ただ今から、
藤枝市農業委員会、令和7年4月総会を開会します。
議事録署名人の指名を行います。

8 番 松浦 久美子 委員

13 番 上山 優 委員

の両名を指名します。

【報告】

議 長 それでは、報告案件の報告第1号から第6号までの案件を、一括して事務局から報告します。

(事務局説明)

はい、ありがとうございました。

議 長 ただいまの報告事項について、ご意見、ご質問等はございませんか？

(質疑無し)

ないようですので、次に進みます。

【議事】

- 議 長 それでは議事に入ります。
- 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
を議題とします。申請は 6 件です。議案集 15 ページからです。
事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)
- 議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
1 番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。
(葉梨地区 委員 説明)
- 議 長 2 番について、西益津地区の委員の方をお願いします。
(西益津地区 委員 説明)
- 議 長 3 番について、青島地区の委員の方をお願いします。
(青島地区 委員 説明)
- 議 長 4 番・5 番について、高洲地区の委員の方をお願いします。
(高洲地区 委員 説明)
- 議 長 6 番について、岡部地区の委員の方をお願いします。
(岡部地区 委員 説明)
- 議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
(質疑なし)
- ないようですので質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第 1 号は、原案のとおり許可することに、
賛成の方は挙手でお願いします。
(挙手 多数)
- 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。
- 議 長 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
を議題とします。申請は 5 件です。議案集 17 ページからです。
それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)
- 議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
1 番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。
(葉梨地区 委員 説明)
- 議 長 2 番について、西益津地区の委員の方をお願いします。
(西益津地区 委員 説明)
- 議 長 3 番について、高洲地区の委員の方をお願いします。
(高洲地区 委員 説明)
- 議 長 4 番について、大洲地区の委員の方をお願いします。
(大洲地区 委員 説明)

議 長 5 番について、朝比奈地区の委員の方お願いします。

(朝比奈地区 委員 説明)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

委 員 高柳の件ですけど、再審議をするのか条件を付けて許可するのか？

議 長 私の方からいいですか？今の高柳の件についてですけども、北側の不耕作地に取水用の水路幅が300・高さが300程度を設置すれば1527に取水できるため、不耕作地所有者の●●さんに交渉したところ承諾をいただくことが出来たと、この記録簿には載っているのですが、この取水用の水路を誰が今度は管理するのですか？

委 員 それも含めて何も整理が出来ていないので、それを改めて来週近々。

議 長 この間の代表審査の際に、こっちの方が低いと言っていたんですね。

委 員 この間にもうひとつこうこんもりした・・・

議 長 土手みたいなのがあったんだよね？

委 員 相当深く掘らないと、こちら側には来ないと・・・そこも含めてもう一度現地を確認することと、もう一つは恒久的なことを考えると代表審査の時に言った埋設の案件をしておかないと・・・

議 長 そうですね。その方が私は後々いいと思うのですよ。現にそこから取水していたということがありますから、農業委員会は農地を守ることが先決ですからね。それに関してはやはり工事が入るからどうのこうのって言いますが、工事が入る前にそれを解決してちゃんとしておかないと、工事が1ヶ月2ヶ月掛かろうとも、その間に出来ると思うのです。もう5月には田植えが始まってくるので、そうしたら水が必要になってくるので、こっちも急がないと出来ないことだし、向こうもやはりちゃんとした協議書なり何なりして、協議してちゃんとした覚書をとっておかないと、後々になってから問題が出てきたら農業委員会何しているってことになってくると困ると思うのです。その点だけは確実に地区の委員の方をお願いしてやってください。お願いします。

委 員 はい。次回結果を報告させていただきます。

議 長 それから私の方からもう一件西益津の件ですけども、協和建設たしか●●さんの前のところの駐車場ですよ？●●さんじゃなくて・・・

委 員 ●●さんね。

議 長 ●●さんの前の駐車場ね。資材置場兼駐車場として以前許可したところなんですけど、BOX型の事務所兼採物としてあそこのところで、静岡信用金庫の新築工事があったんですね。あの時に何日かは置いてあったんですが、それ以外はほとんど車も置かれてないんですね。それにも関わらず今回また業者の関係の方で駐車場が必要ということで出ていると。で以前に西形委員が言ったように他に藤守のほうにもあるし、仮宿にもあるし、私が今までに見てきたところによると下当間にもあるんですよ。中部運送っていう横に当社のストック置場があって、最初地主さんから返してくれてせがまれているってことで、仮宿を買い求めたんです

ね。ところが仮宿のところは最初埋め立てをして整地してあって何も使われなかった。そのうちに新東名の車線の拡張工事3車線にするということで、その新東名の工事業者が1年半から2年近くずっと借りていたんですよ。で協和建設はずっと置いてなかったんです。にもかかわらず、なんか協和建設がやるのがちょっとおかしいなってことが出てくるんですが。

委員 それこそ自分たちも事前にあった田中のところ1反5畝ぐらい完成しまして、昨年は近くに焼津信用金庫の工事をするにあたってプレハブ等を置いてあったわけなんです、自分たちが使うためにしたのに、人に貸すのも変な話で・・それが使われていないのに、また今回案件が出てきたものですから、本当はあの5条で出てきて本当に使うんだったら何も問題はないんだけど、人に貸すぐらいで使われてないのにまた増やすのかって感じだもんだから、皆さんには疑念を持たれるかなと思うんです。自分らも思っているんですが、もし許可が出ても変な話なんです、ここしっかり使ってくださいというような条件が付けられないものかと、その辺をまた皆さんにはかりたいんですが・・

議長 使ってくださいっていうことじゃなくて、使うから許可するんですよ。

委員 そうですよ。この間も言ったように1021㎡とことで、土地利用が許可しちゃってるんですよ。

議長 いや土地利用が許可しても一応ね、元は農地だもんでね、ここで不許可にすることも出来るし・・と思うんですけど・・ただ実際使われてなければね、ただ人に貸して一時的にも何しても、賃料とってやっているかはわかりませんが、貸してあったってことは事実なものですから、この申請が出てきた時点で何であれだってことを追及しないといかんと思うんですよ。

委員 それと先ほど善左衛門のところもあるのですが、場所はちょっとわからないのですが、大洲の人はわかるのかもしれませんが、ガリデって場所があったらしくてそのちょっと先に以前に許可された何㎡か500㎡近くあるそこを駐車場として貸してるんだって聞いて、それじゃあ違うじゃんって話で・・永田さんが写真をつけてくれているんですが、現況駐車場になっています。その辺もあるものですから、何となくこれも同じかなって話で・・

議長 利用目的が違うでしょ。そんなことの繰り返しなんですよ。一時埋め立てて自分のところで使うだったあれですけど、ましてやこれ会社から近いところって言うけど、中村さんのところの方がよっぽど近いだよね。わざわざあそこの西益津幼稚園のところまで田中のあそこのところから、車を置きに行くかな？って思うんだよね。

委員 中村さんの家までだったら200mありませんけど、今度のところはもっとあるので・・

議長 そこのところだよ。何かおかしいなって、私はこの間も気になっていたんですけど。そういうことも今後気をつけてもらいたいし、今後も出てくるかもしれないけど、今回もまた同じことの繰り返しをやってくると思うんですよ。そこを気

をつけて見ていただけたらと思いますが・・

議 長 この2点のことで高洲の方もよろしく願いいたします。西益津の方はまた疑惑が掛からないような方法でやってもらえたらありがたいと思います。

議 長 他にありませんか？

委 員 もう一つお聞きしたいんですけど、例えば今回は自分の駐車場と資材置場で買うということですけど、例えば駐車場にして誰かに貸したいんでという名目で購入する場合はどうなんでしょうか？

議 長 自分が使うんじゃないくて貸駐車場としてってこと？

委 員 それはだめってことですか？

事務局 私の方からお答えさせていただきます。貸駐車場目的で土地を取得して農地転用することが法的に許可基準上可能かどうかというご質問ですが、結論から言いますと出来ないことはないです。貸駐車場としてやってはいけないというのはないです。ただ当然ですけど貸駐車場として建物が立たない計画でましては自分が使わない計画ですので、単なる土地の取得目的でそれを申請されるってことが往々にしてあります。その際審査が慎重に行わなければならないと考えます。ポイントとしては、まず申請者がそういったいわゆる貸駐車場業として実績があるのかどうか。実際にそういう業を業としてやっている業者であるかどうかが一とつポイントになってくるかと思えます。もう一点は当然貸駐車場として需要があるのかというところですね。ですので、全く需要がないのにそういったものをやるというのは、単なる土地を取得したいって可能性、需要がないのにそういったことをやるっていうのは必要性・確実性というのに疑問がつくような形になると思います。ですので、まったく出来ないってことはありませんが、もしそういった誰かに貸すという申請は基本的には慎重に行っていただきたい。もし単独の人間が借りるためにやるってことであれば、業者に貸すためにするってことは、その業者が直接その地主から借りればいい話なので、なんでその業者が中に入ってやるの？という理由付け、それが客観的に説明できるものが必要になってきます。そこは個別具体的な話になってくるので、一概にどうのこうのといえないですが、通常よりは慎重な審議が必要になるかと思えます。

議 長 ですから個人的にただ買っていいや駐車場として貸せばいいやっていうのと、また違ってきているので、会社として資材置場として買ってあわよくば駐車場にっていう、そうとうまっこう切り抜けられちゃうと困るからもうちょっと慎重にやった方がいいんじゃないかということだと思えます。ですから審査の段階で本当にこの人がこの会社が駐車場として貸せる、自分のために資材置場として使うのか、ただ理由をいろいろ突き止めると何か腑に落ちないようなところが出てくるのがやはり今回の件の勘なんですよ。私からみたら・・ですのでそれこそ今後あった場合にまた委員の皆さん、各地区の審査の時に一生懸命審査していただきたいと思います。

委 員 今言った地域審査でそういった疑念があった場合はどういった行動をとればい

いですか？だめだとか、どういう表現を使えば、または仕方をすればいいでしょうか？

議長 疑念があった場合に・・疑念があると判断した場合に・・

委員 はい。事前審査をやってそういう結果で、代表審査で皆さんに見てもらって本当であれば代表審査の時もこの話が出たものですから、もしあれだったら今日のこの総会の資料に載せなければあれなんだけど、載っているから審議される話であって、だから地区担当の行動はどうしたらいいのかと思ひまして。

議長 地区で審査するときには、当該地区の方たちにいろいろ話を聞いたりすることが多々あると思います。近隣の方にも。もしそういったことがあって、これはなってなれば、事務局と相談していただきたい。

委員 それで地区担当としては、だめだとは言えないじゃないですか。

議長 だめだとは言えないけども、まず事務局に相談してもらって、そこでもってどういう風にしていくのか。

（しばし雑談）

議長 やはり事務局と相談してやっていくしかないと思いますが。

（議長・事務局方針の相談）

議長 はい、すみません。この西益津の案件については、皆さんもやはり疑念を持たれていると思います。もう一度戻して審議不十分ということで、この総会から一旦は、不許可ではなく審議不十分ってことでもう一度話をしてもらって、来月の総会の方に上げさせてもらうということで、この西益津の案件だけはそうさせていただきますのでよろしくお願いします。

議長 他にございませんか？

委員 毎月毎月よく太陽光の話が出てきますけども、一般的には排水のこととかで、基準は決められていると思いますが、人によっては住宅地の中で「何となく家の近くにそういうのが来るのは嫌だ」というのがあるかもしれないですけど、もちろん隣地の判子が欲しいとは思いますが、何となく嫌だって簡単に明確な判定の理由がなければ許可出来るんですか？

議長 太陽光の場合、高周波っていうのかな？低周波っていうのかな？がでるっていう問題となんかカリ何とかって言うの・・光の電波が出るっていうそんなようなことも言っていたんですね。それがはっきりしてないんですよ。

委員 なんとなくそんな感じが、電波とか何とかって言うことで反対しますって言うても、それだけじゃ通らないですよ。反対の理由にならないですよ？

議長 はい。不許可とはならない。

委員 そういうこの基準がよくわからない。

議長 通常だと、その生活に支障がなければ不許可にしないんですよ。それで、よく県の農業委員会の方にかかるのが、大規模なソーラー発電のやつで、しかも今回出てきたのは営農型っていうタイプのやつで出てきて、藤枝市は営農型もちゃんとやっているんですけど、そのところは5町歩営農型にするっていうとんでもない

話ですけどね。それがちょっと問題になっちゃっているんですけど。それはそれでまた別の問題ですけど。あの反対ではなくて、許可を先に出しちゃったらしいんですよ。農業委員会より先に。農業委員会の許可を取らずにまず先に出しちゃったという事例がありました。それは地元の方から農業委員会通っているのか？ってだいぶ問題になっているらしい。それはそれで別ですけど・・・一般的には不許可にする理由がなければほとんど通っちゃいます。雨水とかどうしてもこっちに流れていってしまうとかだったら・・・。それ以外そんなにないものだから。

委員 それは大規模であるとか、小さな規模でも通ってしまうんですか？

議長 だいたい通ってしまいますね。よろしいですか？

委員 はい。

議長 他にございませんか？

(質疑なし)

ないようですので質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第2号は、この西益津の件は除きまして、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 多数)

賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議長 議案第3号「非農地証明申請に対する交付について」を議題とします。申請は2件です。議案集19ページです。

それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。

1番について、広幡地区の委員の方をお願いします。

(広幡地区 委員 説明)

2番について、岡部地区の委員の方をお願いします。

(岡部地区 委員 説明)

議長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

ないようですので質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第3号は、交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 多数)

賛成多数により、原案のとおり交付します。

議 長 次に議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。農地中間管理事業による促進計画は 28 件です。
議案集 20 ページから 23 ページです。
事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議 長 事務局の説明に加えて地区の代表委員から補足説明等の必要があれば
お願いします

（説明がなければ）

議 長 それでは質疑を行います。質疑はありませんか？

（質疑無し）

議 長 ないようですので質疑等を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第 4 号について意見なし賛成していただける
方は挙手をお願いします。

（挙手）

それでは、賛成多数ですので意見なしで公社に提出します。

議 長 次に議案第 5 号「令和 7 年度 最適化活動の目標の設定について」を議題と
します。議案集 24 ページです。
事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議 長 それでは質疑を行います。質疑はありませんか？

（質疑無し）

議 長 ないようですので質疑等を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第 5 号は、原案のとおり決定することに、賛
成の方は挙手をお願いします。

（挙手 多数）

賛成多数により、原案のとおり決定いたします。

議 長 以上、本日の報告、議事案件がすべて終了しました。

議 長 これで、藤枝市農業委員会 令和 7 年 4 月総会を閉会とします。

～ 15 : 15

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人